○国土交通省告示第千百三十三号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百十三号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校を卒業した者で在学中に施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。）第二条に定める学科を修め、卒業した年度又は卒業後三年以内に二級の技術検定の学科試験に合格したもの	高等学校又は中等教育学校を卒業した後六年以内に行われる連続する二回の技術検定
二　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、二級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業したもの（高等学校又は中等教育学校在学中及び短期大学又は高等専門学校在学中に規則第二条に定める学科を修めたものに限る。）	高等学校又は中等教育学校を卒業した後七年以内に行われる連続する二回の技術検定
三　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、二級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）を卒業したもの（高等学校又は中等教育学校在学中及び大学在学中に規則第二条に定める学科を修めたものに限る。）	高等学校又は中等教育学校を卒業した後八年以内に行われる連続する二回の技術検定
四　学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で在学中に規則第二条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後二年以内に二級の技術検定の学科試験に合格したもの	短期大学又は高等専門学校を卒業した後五年以内に行われる連続する二回の技術検定
五　学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、二級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業したもの（短期大学又は高等専門学校在学中に規則第二条に定める学科を修めたものに限る。）	短期大学又は高等専門学校を卒業した後六年以内に行われる連続する二回の技術検定
六　学校教育法による大学を卒業した者で在学中に規則第二条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後一年以内に二級の技術検定の学科試験に合格したもの	大学を卒業した後四年以内に行われる連続する二回の技術検定
七　その他の者	次回の技術検定

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十四年において行われた技術検定を受検した者については、この告示の表の改正規定のうち第三号の下欄中「連続する二回の技術検定」とあるのは、「二回の技術検定」とする。

○国土交通省告示第千百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5178号	第二種白灯	ＭＬＡ－４ＡＢ２	株式会社小糸製作所	東京都港区高輪４丁目８番３号
第5179号	第二種紅灯(緑)	ＭＬＲ－４ＡＢ２	〃	〃
第5180号	第二種紅灯(紅)	ＭＬＬ－４ＡＢ２	〃	〃
第5181号	第四種マスト灯	ＭＬＭ－４ＡＢ４	〃	〃
第5182号	第二種船尾灯	ＭＬＳ－４ＡＢ２	〃	〃
第5183号	第二種両色灯	ＭＬＢ－４ＡＢ２	〃	〃
第5184号	第三種マスト灯	ＭＬＭ－４ＡＢ３	〃	〃
第5185号	第二種紅灯	ＭＬＥ－４Ａ２	〃	〃
第5186号	第二種紅灯	ＭＬＥ－４Ｂ２	〃	〃
第5187号	第二種三色灯及び第二種白灯	ＭＬＣ－４ＡＢ２	〃	〃

○海上保安庁告示第二百五号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年十一月六日から適用する。

平成二十五年十一月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二四之表港洲之崎防波堤灯台（風向、風速）の項を次のように改める。

喜志鹿埼灯台（風向、風速）	099―204―0177（第十管区海上保安本部） 0996―21―2377（串木野海上保安部） http://www6.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/kagoshima/kishikasaki_lt/kisyou/index.html

○海上保安庁告示第二百六号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PLH 31　しきしま」を「PLH 31　しきしま　PLH 32　あきつしま」に、同表特殊警備救難艇の項中「MS 01　きぬがさ　MS 02　さいかい」を「MS 02　さいかい」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十一月二十八日から施行する。